



いのちとくらしをまもる
防災減災

令和3年6月2日
高松地方気象台

香川県の大雨警報（浸水害）・注意報及び洪水警報・注意報 発表基準の変更について

香川県の大雨警報（浸水害）・注意報及び洪水警報・注意報の発表基準をより適切な値となるよう見直しました。

新しい発表基準は、令和3年6月3日13時から適用します。

大雨警報（浸水害）・注意報及び洪水警報・注意報の発表基準は、過去の災害の発生状況等から決定しており、新たな災害の発生等を踏まえて随時見直しを行っています。

今般、最新の大雨災害データの取り込みを行い、発表基準を下記のとおり変更することとしました。

この見直しによって、よりの確な警報・注意報の発表に加え、「キキクル（大雨警報（浸水害）及び洪水警報の危険度分布）」の判定の改善を図ります。

記

- 1 基準変更日時
令和3年6月3日（木）13時
- 2 基準を変更する市町
○大雨警報（浸水害）・注意報
坂出市、直島町、小豆島町、宇多津町

○洪水警報・注意報
丸亀市、善通寺市、三豊市、多度津町
- 3 発表基準
6月3日13時以降、以下のURL（気象庁ホームページ）に掲載します。
警報・注意報発表基準一覧表（香川県）
<https://www.jma.go.jp/jma/ki-shou/known/ki-jun/kagawa.html>

【参考】

香川県の気象警報・注意報

https://www.jma.go.jp/bosai/warning/#area_type=offices&area_code=370000

浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund/>

洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood/>

問合せ先：高松地方気象台 担当 中平、宿輪

電話 087-826-6122 FAX 087-826-6131